

山梨県公報

号外第三十三号

平成三十年

七月二十日

金 曜 日

目 次

条 例

- 山梨県県税条例等の一部を改正する条例……………一
- 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例及び山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県病院及び診療所に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………八

条例のあらまし

○ 山梨県県税条例等の一部を改正する条例(条例第三十三号)(税務課)

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 個人県民税に係る調整控除の見直し等
 - (1) 合計所得金額二千四百万円(給与収入二千五百九十五万円)を超える納税義務者に係る個人県民税の基礎控除について、控除額が通減・消失する仕組みが創設されたことに伴い、調整控除も合計所得金額二千五百万円超から適用しない仕組みとする。
 - (2) 給与所得控除等の一律十万円引下げに伴い、障害者等に対する個人県民税の非課税措置等に係る前年の合計所得金額要件等を引き上げる。
 - (二) 県たばこ税における税率の見直し等
 - (1) 県たばこ税の税率を平成三十年十月一日から平成三十三年十月一日までの間に段階的に千本あたり二百十円引き上げる。
 - (2) 加熱式たばこの課税方式を平成三十年十月一日から平成三十四年十月一日までの間に段階的に「重量」と「価格」により紙巻たばこの本数に換算する方式に見直す。
- 2 納税者の利便性の向上を図るため、次の改正を行うこととした。
- (一) 収納の事務の委託を受けた私人が収納を行う対象を四月一日を賦課期日とする自動車税から徴収金に拡大する。
 - (二) 自動車税の新たな徴収の方法として電子納税を追加する。

3 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例及び山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(条例第三十四号)(税務課)

- 1 地域再生法等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 対象となる施設整備計画の認定期限を平成三十二年三月三十一日まで延長する。
 - (二) 移転型事業に係る特別措置を不均一課税から課税免除に拡充する。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1(一)については平成三十年四月一日から、1(二)については同年六月一日から適用することとした。

○ 山梨県病院及び診療所に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第三十五号)(医務課)

- 1 医療法施行規則の一部改正に伴い、病院及び診療所に関する基準等について次の改正を行うこととした。
 - (一) 病床数の算定方法は、厚生労働省令に定める従うべき基準のとおりとする。
 - (二) 療養病床における職員の配置人数に係る経過措置は、厚生労働省令に定める従うべき基準のとおりとする。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年七月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十三号

山梨県県税条例等の一部を改正する条例

(山梨県県税条例の一部改正)

第一条 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項及び第四項中「によつて」を「により」に改め、同条第六項中「均等割額によつて」を「均等割により」に改める。

第二十五条第五項中「においては」を「には」に改める。

第三十条第一項中「当該」を「同表の」に改める。

第四十六条の四第一項中「によつて」を「により」に改める。

第五十条の三中「場合又は」を「とき、又は」に、「場合においては」を「とき

は」に、「ときに限り適用」を「ときに限り、適用」に改める。

第六十七条第一項中「消費等」の下に「(第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の下に「又は金額」を、「計算」の下に「その他これらの規定の適用」を加え、「第三十九条の九」を「第三十九条の九の二」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量(フィルターその他の府令で定めるものに係る部分の重量を除く。)の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十号)第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第六十八条中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。
附則第六条第一項第三号及び第六条の二第一項第二号中「同年分」を「前年分」に改める。

第二条 山梨県税条例の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「自動車税(規則で定めるものに限る。)」を「徴収金」に改める。

第六十七条第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第三条 山梨県税条例の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「百二十五万円」を「百三十五万円」に改める。

第二十二条中「所得割の納税義務者については」を「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については」に改め、同条第一号イの表(7)の項中「が四十五万円」を「が五十五万円」に改め、同項(ii)中「四十万円以上四十五万円」を「五十万円以上五十五万円」に改める。

第四十一条中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に、「によつて」を「により」に改める。

第六十七条第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。

第六十八条中「九百三十円」を「千円」に改める。

附則第六条の三第一項中「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加え、同条第二項中「数を乗じて得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える。

第四条 山梨県税条例の一部を次のように改正する。

第六十七条第三項中「〇・四」を「〇・二」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第六十八条中「千円」を「千七十円」に改める。

第五条 山梨県税条例の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号に」を「次に」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

(山梨県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 山梨県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年山梨県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第十三項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改め、同条第十四項の表第四項の項中

「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表第六項の

項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第七條 山梨県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年山梨県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中山梨県税条例第十九条の改正規定を次のように改める。

第一百九条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「によつて自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、種別割の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山梨県条例第四十五号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第二百二十条の規定による申告書の提出を行う場合における当該登録の申請に係る自動車に係る種別割の徴収については、当該納税義務者が当該登録の申請をした際に、府令第九条の十六に規定する方法により行うことができる。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中山梨県税条例第六十七条及び第六十八条の改正規定並びに第六条の規定並びに附則第三条の規定 平成三十年十月一日
- 二 第二条及び附則第四条の規定 平成三十一年十月一日
- 三 第三条中山梨県税条例第四十一条の改正規定 平成三十二年四月一日
- 四 第三条中山梨県税条例第六十七条第三項及び第六十八条の改正規定並びに附則第五条の規定 平成三十二年十月一日
- 五 第三条中山梨県税条例第十六条の二第一項、第二十二條及び附則第六条の三の改正規定並びに次条の規定 平成三十三年一月一日
- 六 第四条及び附則第六条の規定 平成三十三年十月一日
- 七 第五条及び附則第七条の規定 平成三十四年十月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 第三条の規定による改正後の山梨県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十二年

分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十年十月一日前に山梨県税条例第六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（同条例第六十八条の二第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（山梨県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年山梨県条例第三十三号）附則第六条第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項、次項及び第七項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する山梨県税条例第六十五条第一項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地をそれぞれ課税地として県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「府令」という。）で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日まで、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。附則第五条第四項及び第六条第四項において「改正法」という。）附則第二十三条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、こ

これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出し、その提出を受けた市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第一条の規定による改正後の山梨県税条例（以下この項において「新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第六十七条第一項、第六十八条、第六十八条の二、第六十八条の四（第五項を除く。）、第六十八条の五及び第六十八条の六の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	納期限	山梨県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年山梨県条例第三十三号。以下「改正条例」という。）附則第三条第五項の納期限
第六十七条第二項	前項	改正条例附則第三条第二項
第六十七条第三項	前項	改正条例附則第三条第二項
第六十八条の四	法	地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第十条第六項において読み替えて適用する法
第六十八条の四の二第一項	前条第一項から第三項まで これらの項に規定する申告書の	改正条例附則第三条第三項 平成三十年十月三十一日

提出期限

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、山梨県税条例第六十八条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第六十八条の四第一項から第四項までの規定により知事に提出すべき申告書には、府令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

第五条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地をそれぞれ課税地として県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、府令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第二十五条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出し、その提出を受けた市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならぬ。

6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の山梨県税条例（以下この項において「三十二年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（三十二年新条例第六十七条第一項、第六十八条、第六十八条の二、第六十八条の四（第五項を除く。）、第六十八条の五及び第六十八条の六の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十二年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	納期限	山梨県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年山梨県条例第三十三号。以下「改正条例」という。）附則第五条第五項の納期限
第六十七条第二項	前項	改正条例附則第五条第二項
第六十七条第三項	前項	改正条例附則第五条第二項
第六十八条の四	法	地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第十二条第六項において読み替えて適用する法

第六十八条の四の二第一項	前条第一項から第三項まで	改正条例附則第五条第三項
--------------	--------------	--------------

提出期限	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十二年十一月二日
------	--------------------	-------------

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、山梨県税条例第六十八条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第六十八条の四第一項から第四項までの規定により知事に提出すべき申告書には、府令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第六条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地をそれぞれ課税地として県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、府令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第二十六条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十二項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出し、その提出を受けた市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならぬ。

6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第四条の規定による改正後の山梨県税条例（以下この項において「三十三年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（三十三年新条例第六十七条第一項、第六十八条、第六十八条の二、第六十八条の四（第五項を除く。）、第六十八条の五及び第六十八条の六の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十三年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	納期限	山梨県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年山梨県条例第三十三号。以下「改正条例」という。）附則第六条第五項の納期限
第六十七条第二項	前項	改正条例附則第六条第二項
第六十七条第三項	前項	改正条例附則第六条第二項
第六十八条の四	法	地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附
第五項		

則第十三条第六項において読み替えて適用する法

第六十八条の四の二第一項	前条第一項から第三項まで	改正条例附則第六条第三項
提出期限	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十三年十一月一日

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、山梨県県税条例第六十八条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第六十八条の四第一項から第四項までの規定により知事に提出すべき申告書には、府令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第七條 附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例及び山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十四号

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例及び山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第一条 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成二十八年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第十六項」を「第五条第十五項」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「第五条第十九項」を「第五条第十八項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第二条の見出し中「不均一課税」を「課税免除」に改め、同条中「地方活力向上地域」を「知事は、地方活力向上地域」に、「特定業務施設の」を「認定特定業務施設整備計画（同条第一項第一号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って特定業務施設の」に、「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「第四十二条の四第六項第四号」を「第四十二条の四第八項第六号」に、「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に改め、「増設した者」の下に「（次条及び第四条において「特別償却設備設置者」という。）」を加え、「税率は、山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）第三十八条（同条例附則第十二条の十五の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第四十三条の三の規定にかかわらず、同条例第三十八条又は第四十三条の三に規定する税率の百分の五」を「課税を免除するもの」に改める。

第九条を第十一条とする。

第八条中「第三条」の下に「又は第五条」を加え、同条を第十条とする。

第七条中「第三条」を「第三条又は第五条」に、「同条の規定の」を「これらの規定の」に改め、「不動産取得税額」の下に「のうち課税免除すべき額に相当する税額又は当該家屋等に係る不動産取得税額」を加え、「同条の規定を」を「第五条の規定を」に改め、同条を第九条とする。

第六条の見出し中「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に改め、同条中「第四条」を「第六条」に、「不均一の」を「課税免除又は不均一の」に改め、同条を第八条とする。

第五条の見出し中「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に改め、同条中「前三条」を「第二条から第四条までの規定による課税免除又は前二条」に改め、同条第二号中「第三条」の下に「又は第五条」を加え、同条を第七条とし、第四条を第六条とする。

第三条中「認定事業者」の下に「（法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業を実施する者に限る。）」を加え、「法第十七条の二」を「同条」に、「特別償却設備を」を「認定特定業務施設整備計画（同条第一項第二号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って特別償却設備を」に改め、同条を第五条とし、第二条の次に次の二条

を加える。

（不動産取得税の課税免除）

第三条 知事は、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の課税を免除するものとする。

（固定資産税の課税免除）

第四条 知事は、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である償却資産（公示日以後に取得したものに限る。）に対して課する固定資産税（当該償却資産を取得した日から起算して三年以内に到来する賦課期日に係る各年度分の固定資産税に限る。）の課税を免除するものとする。

（山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年山梨県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第二条の改正規定を削る。

附則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定（山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第一条の改正規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分に限る。）による改正後の山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の規定は平成三十年四月一日から、第一条の規定（山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第一条の改正規定（「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（次条において「新条例」という。）の規定は平成三十年六月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 新条例の規定は、平成三十年六月一日以後に新設され、又は増設される特別償却設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。

山梨県病院及び診療所に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第三十五号

山梨県病院及び診療所に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山梨県病院及び診療所に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「、総務省」及び「、財務省、林野庁」を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に、「病床の数」を「病床数」に、「は○」を「は零」に改め、同項第二号中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、「許可又は」を「許可若しくは」に改め、「の許可の申請があつた日前」の下に「又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第二項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請（以下この項及び附則第二項において「命令等」という。）をしようとする日前」を、「当該許可の申請があつた日前」の下に「又は当該命令等をしようとする日前」を加え、同条第三項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの」を削る。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第五条とする。

第七条第一項第一号中「病院」を「病室」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「第六条第二号から第四号まで」を「第五条第二号から第四号まで」に改め、同条を第七条とする。

附則第二項を次のように改める。

2 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は命令等をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）

第三十条の三十に規定する区域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。附則第十三項において同じ。）又は介護医療院（同法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。附則第十三項において同じ。）の用に供することをいう。附則第十三項において同じ。）を行つた場合における当該療養病床の転換に係る入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床数として算入する。

附則第三項及び第四項を削る。

附則第五項中「次項及び附則第七項」を「附則第五項及び第七項」に、「介護療養型医療施設（以下この項から附則第七項までにおいて）を「介護療養型医療施設（以下」に、「員数（以下この項から附則第七項まで）を「員数（以下この項、附則第五項及び第七項）」に、「第五条第一項第二号及び第三号」を「第四条第一項第二号及び第三号」に、「この項に」を「この項及び次項に」に改め、同項第一号中「感染病床」を「感染症病床」に改め、同項を附則第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則第六項中「第七条第一項第一号及び第二号」を「第六条第一項第一号及び第二号」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、同項を附則第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則第七項中「附則第十項第一号」を「附則第十項第一号」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加える。

附則第十一項中「、第八条」を「、第七条」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十項中「第七条」を「第六条」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第九項中「附則第十一項」を「附則第十二項」に、「第六条第二号から第四号まで」を「第五条第二号から第四号まで」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第八項中「第五条第一項第二号」を「第四条第一項第二号」に改め、同項を附則

第九項とし、附則第七項の次に次の一項を加える。

8 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則に次の一項を加える。

(既存の病床数の補正)

13 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第二十八条の規定により条例で定める基準は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換を行った介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数を、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床数とみなすものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例の一部改正)

2 山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第四項中「第六条第三号」を「第五条第三号」に改める。

第四十四条第四項中「第八条」を「第七条」に、「第六条第三号」を「第五条第三号」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番